

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成29年3月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1600995号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1600371号

第1 結論

請求者のA社B支社（現在は、A社）における平成16年6月18日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成16年6月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年6月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年6月18日

A社B支社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。賞与明細書等の資料はないが、賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「賞与明細H16年6月度」及び同社の回答並びにC健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳により、請求者は、平成16年6月18日にA社から賞与の支給を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年6月18日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1601073号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第1600079号

第1 結論

平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和45年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年*月
② 平成19年1月から同年6月まで

前回、請求期間①及び②について、国民年金保険料を送付されてきた納付書で日々納付した記憶があるので、当該期間が国民年金保険料の充当期間とされていることに納得できないとして訂正請求を行ったが、訂正是認められないとする通知を受け取った。

しかし、新たな資料等はないが、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、送付されてきた納付書により日々納付した旨主張しているが、i) オンライン記録によると、請求期間①及び②は、いずれも約2年後となる平成4年*月及び平成21年2月に、厚生年金保険加入中にもかかわらず納付した請求期間以外の期間の国民年金保険料を充当した期間として記録されており、納付金額と充当金額の差額については、金額に誤りはなく還付による支払処理が行われていることが確認できること、ii) 請求期間②については、オンライン記録によれば、請求者は、平成14年10月11日の国民年金資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失は平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間②を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求者は、国民年金保険料に係る納付金額及び納付場所に係る記憶がない旨陳述している上、請求期間①直後の期間並びに請求期間②の直前及び直後の期間の国民年金保険料は未納であることなどから、既に平成28年11月7日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、前回の請求と同じ請求内容で、請求期間①及び②の国民年金保険料を送付されてきた納付書で月々納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601041 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600080 号

第1 結論

平成 22 年 7 月及び同年 8 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 7 月及び同年 8 月

私は、平成 22 年 7 月に、国民年金保険料を口座振替により納付する手続を行った。預金口座は残高不足になつてないので、請求期間の国民年金保険料が未納のはずはない。同じ期間の妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を口座振替により納付したと主張しているところ、請求者に係る国民年金保険料の口座振替指定口座の取引明細書によれば、平成 22 年 9 月以降については毎月月末に当月分の国民年金保険料が振り替えられていることが確認できるが、平成 22 年 7 月分及び同年 8 月分の国民年金保険料は振り替えられていないことが確認できる。

なお、請求者の妻の請求期間の国民年金保険料は納付済みであるものの、請求者の妻については、請求期間を含む平成 22 年 7 月から平成 23 年 3 月までの期間の国民年金保険料を平成 22 年 7 月 6 日に、口座振替によらず納付書により一括で前納しており、平成 23 年 4 月分から口座振替により国民年金保険料を納付していることがオンライン記録で確認できる。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601032 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600081 号

第1 結論

昭和 41 年 2 月から昭和 45 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 41 年 2 月から昭和 45 年 5 月まで

私は、昭和 45 年 6 月から事業所の医療事務に就き、事業所を辞める昭和 49 年頃には生活に余裕ができたので、気になっていた昭和 40 年代の未納期間の国民年金保険料を、昭和 49 年頃に特例納付の制度を利用して数回に分けて支払い完納した。請求期間の中には、生活保護を受けていたことに伴い直近で法定免除とされた期間が含まれているが、この期間についても国民年金保険料を納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を昭和 49 年頃に、特例納付制度を利用して数回に分けて納付したと主張しているところ、当時は、第 2 回特例納付が実施されていたことが確認できる。

しかしながら、請求期間の国民年金保険料について、請求者は、10 年を超えた期間については失効になりますと言われたので、失効でない期間について数回に分けて支払い完納した、としているところ、請求者は、特例納付の内容、手続等については、何も覚えていないと陳述している。

なお、10 年の納付期限内に国民年金保険料を納付したとすれば、国民年金保険料免除を受けた期間について 10 年前まで遡って国民年金保険料を納付することができる追納制度の利用を考えられるところ、請求者は、請求期間より後の期間について、追納制度を利用して国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、請求者の主張どおり、請求期間の国民年金保険料を昭和 49 年頃に納付するには、請求者が国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出を受ける必要があるところ、請求者に対しては、昭和 41 年 7 月頃に A 市において払い出さ

れた記号番号と、昭和 49 年 8 月頃に B 市において払い出された記号番号の 2 つの記号番号が払い出されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、昭和 41 年 7 月頃に払い出された記号番号については、請求者の 20 歳の誕生日の前日である昭和 36 年 * 月 * 日を国民年金被保険者の資格取得年月日としているが、全期間の国民年金保険料が未納のまま、平成 9 年 3 月 31 日を被保険者の資格喪失年月日とする処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、昭和 49 年 8 月頃に払い出された記号番号については、請求者の国民年金被保険者の資格取得年月日は、昭和 49 年 8 月 1 日となっており、それより前の期間は国民年金未加入期間とされていることが確認できることから、この記号番号に基づき請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求者の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601038 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600372 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 6 月 1 日から昭和 62 年 2 月 28 日まで
A社に勤務した請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。トラックの運転及び納品担当の正社員として勤務していたので、請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求期間のうち、昭和 58 年 8 月 26 日から昭和 62 年 2 月 14 日までの期間において、請求者は、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も亡くなっていることから、同社における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において、請求期間に厚生年金保険の加入記録がある者で所在が確認できる 21 人（請求者が記憶する 5 人を含む。）に照会したところ、10 人から回答があり、そのうちの 5 人は、請求期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、同社は本人の希望により加入させていた旨回答している上、請求者及び回答のあった 10 人のうちの 9 人が、請求期間当時、請求者と同職種であったと名前を挙げた者 19 人（請求者を除く）について確認したところ、そのうちの 3 人は同社に係る事業所別被保険者名簿において氏名の記載がないことから、同社においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、請求期間に健康保険の整理番号には欠番は見当たらないことから、社会保険事務所（当時）において請求者の同社における厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与明細書を保有しておらず、ほかに請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。